

本宮市高齢者住宅改修支援事業

市では、高齢者の方が転倒などにより要介護状態となってしまうことを予防していただくため、下記のとおり高齢者に対応する住宅改修にかかる費用の助成を行います。

【対象者】 65歳以上で介護保険要介護認定を受けていない方の世帯

【助成内容】

①対象となる工事

手すりの取り付け	・廊下、トイレ、浴室、玄関内外など
段差の解消	・室内外の敷居を低くする工事
	・スロープの設置
	・床のかさ上げなど
滑りの防止、移動の円滑化などのための床や通路面の材料の変更	・畳から板張りへの変更
	・ビニール系床材などへの変更
	・浴室の滑りにくい床材への変更
	・通路面の滑りにくい舗装材への変更など
引き戸などへの扉の取り替え	・開き戸から引き戸や折れ戸への変更
	・アコーディオンカーテンへの変更
	・ドアノブの変更
	・戸車の設置
・扉の撤去など	
洋式便器などへの変更	・和式便器から洋式便器への取り替え
その他上記の改修に伴い必要となる工事	・手すり取り付けのための壁の下地補強
	・浴室の段差解消に伴う給排水設備工事
	・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止のための柵や立ち上がりの設置
	・床材変更のための下地補強や根太補強
	・通路面の材料変更のための路盤設置
	・扉の取り替えに伴う壁または柱の改修工事
	・便器の取り替えに伴う給排水設備工事や床材の変更

②助成額

工事にかかる費用の9割（但し、18万円を上限とします）

③施工業者

市内に事業所を置く者。

【手続き方法】

助成を希望される方は、事前に申請してください。



問い合わせ先：高齢福祉課 長寿福祉係（えぼか内）

TEL 63-2780（内線286）

・事前申請

施工前に市へ提出し、事前確認を受けてください。

【事前申請時に提出する書類】

- ①高齢者住宅改修支援事業助成申請書
- ②住宅改修工事設計図
- ③住宅改修工事見積書または購入予定材料の見積書
- ④改修前の住宅状況を示す写真（※撮影日付が入ったもの）
- ⑤住宅所有者の承諾書（※所有者が本人以外の場合）



完成

- ・ 完成後に利用者が下記の書類を市へ提出し支給申請を行います。
- ・ 市は、事前提出書類との確認、工事完了の確認を行い、住宅改修費を支給します。

【提出書類】

- ・ 高齢者住宅改修支援事業助成完了届
- ・ 改修後の写真（日付の入ったもの）
- ・ 領収書（原本はこちらで確認後、返却いたします）